

告 示

埼玉県告示第八百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例（平成十二年埼玉県条例第五十四号）別表第七号の表第一号のパーキング・メーター作動又はパーキング・チケット発給手数料の収納事務を平成二十九年七月一日から平成三十年六月三十日までの間、次に掲げる者に委託した。

平成二十九年七月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 住所

埼玉県さいたま市浦和区常盤五丁目十七番五号

二 名称及び代表者の氏名

株式会社SPDセキュリア

代表取締役 菅野 義明